

## 令和4年第6回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年6月28日（火）午後1時30分から2時38分
2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
3. 出席農業委員（13人）

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 会長      | 1番  | 内川 昭二  |
| 会長職務代理者 | 3番  | 大久保暢夫  |
|         | 4番  | 川島 一義  |
|         | 5番  | 千光士伊勢男 |
|         | 6番  | 野村 勉   |
|         | 7番  | 樋口 なぎさ |
|         | 8番  | 西岡 秀輝  |
|         | 9番  | 有澤 節子  |
|         | 10番 | 福本 隆憲  |
|         | 11番 | 西岡 大作  |
|         | 12番 | 山内 芳幸  |
|         | 13番 | 栗山 浩和  |
|         | 14番 | 小松 豊喜  |
4. 欠席農業委員（1人）

|  |    |       |
|--|----|-------|
|  | 2番 | 野町 亜理 |
|--|----|-------|
5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 安芸  | 渡辺 | 禎宏 |
| 伊尾木 | 黒岩 | 榮之 |
| 川北  | 中平 | 秀一 |
| 土居  | 入交 | 大輔 |
| 畑山  | 小松 | 光正 |
| 穴内  | 長野 | 榮徳 |
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3届出について             |
| 議案第2号 | 農地法第3条許可申請について             |
| 議案第3号 | 農地法第4条第1項許可申請について          |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項許可申請について          |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について |

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画  
による中間管理権の決定について

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動  
の点検・評価について

その他

## 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 北村 博昭

事務局農地係長 弘井 恭介

## 9. 会議の概要

議 長 これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況の報告です。

定数14人、欠席1人、出席数は13人であります。欠席委員2  
番野町委員からは所用のため、欠席の届出がっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

6月9日に農業者年金の研修会が高知市で開催され、北村次  
長が参加しております。6月15日には県営安芸地区土地改良事  
業推進協議会が開催され、北村次長が出席いたしました。

6月21日には高知県農業会議通常総会が高知市で開催され、  
内川会長と私が出席しております。

6月27日には常設審議委員会が高知市で開催され、弘井係長  
が出席しております。

以上、事務の概要報告を終わります

議 長 次に、事務局より本日定例会後の高規格道路の説明に  
ついて、あらかじめお知らせいたします。

事務局（北村） 皆さまの机の上にカラーの両面刷りの用紙を置かせていた  
きました。

本日定例会後に、新たに事業化された高規格道路、安田・安  
芸間について、国土交通省の土佐国道事務所の担当者の方から  
ご説明いただきます。

後の方にスクリーンを用意しております。

安芸から安田の間の高規格道路の整備が進められることにな  
ったことについては、新聞でも報道されましたので皆様もご存  
知のことと思います。

道路整備がこれから進められるにあたり、国土交通省から高知県に対して「道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について」意見の照会があり、これを受けて高知県から安芸市長と安芸市農業委員会会長に対して6月20日付けで同様の意見照会がありました。

この件については、来月、7月の農業委員会にて議案としてご意見を審議いただくこととなります。

そこで、本日は新たに事業化された高規格道路、安田・安芸間について、国土交通省の土佐国道事務所の担当者の方からご説明いただきます。

来月の議案審議の前に、あらかじめ説明と質疑を行っておくことが必要と思ひまして、本日は行わせていただくものです。来月は、これを前提に進めさせていただきますので、改めて説明はありません。

説明を行うにあたりプロジェクターを使用しますので、定例会終了後、西側を前にして、机とイスを並べ変えます。

裏面を見ていただいて、上が現在の状況ですが、会議が終わりましたら、下の状況に机とイスを移動した上で説明を行うよう考えております。

少しお待たせすることになりますが、ご協力をお願いします。委員の皆様、ご協力をお願いします。

本日の定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思ひますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は、本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に福本隆憲委員及び西岡大作委員を指名いたします。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」、事務局が説明をいたします。

議案書1ページになります。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」ですが、今回は4件の届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北と栃ノ木の4筆で、面積は全部で1,852㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

議 長

事務局（北村）

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山の12筆で、面積は全部で3,279.52㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口の3筆で、面積は全部で198.33㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号4番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は全部で165.28㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 議案書は3ページです。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の1筆で、登記地目は田で、面積は58㎡です。

売買による所有権移転の申請で、大根の作付を予定しております。

所在地につきましては、4ページに地図がございます。

穴内の大平集落、市の元気バスのバス停の南側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻を栽培しています。今回の申請地は、申請者のハウスの隣接地で、据付の水槽はそのまま利用し、大根を作付けする

予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間320日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が9,743㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、6月10日に野町重理委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の2筆で、登記地目は田で、面積は1,386㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ショウガの作付を予定しております。

所在地につきましては、4ページに地図がございます。

現在、建設中の市役所庁舎建設地の南西側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はショウガ、水稻を栽培しています。今回の申請地は、ショウガを作

付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ショウガ、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間260日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が6,216㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはショウガを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、6月13日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を長野榮徳委員と福本隆憲委員、お願いします。

長野推進委員 申請番号1番、現地確認報告をします。先ほどの説明のとおりで間違いありません。

10番福本委員 2番です。現地確認については報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

事務局長 続きまして、「議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。  
議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。

議案書は5ページをご覧ください。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は589㎡で、転用目的は貸駐車場の整備です。

場所は6ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご覧ください。

場所は安芸市防災センターの道路を挟んで南側にある農地です。現地確認については6月14日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

こちら、昨年4月に農用地からの除外のご審議をいただいた件になります。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたりと判断しております。理由は、土佐くろしお鉄道ごめんなはり線安芸駅から500m以内にある農地のためです。

続きまして、2の一般基準について説明いたします。

検討事項①ですが、現地写真で確認できますとおり、既に整地され、農地として利用されていないため、始末書が提出されております。申請理由については、申請地は公衆用道路用地として、北側及び東側部分を高知県に譲渡したため、既設ビニールハウスの取り壊しを行いました。残った土地は南北に細長く耕作が難しいため、利用方法を検討していたところ、南側に隣接する安芸郵便局の駐車場として利用したいとの要望があり、今回選定したもので、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、造成は終了しており、転用は確実に進むと判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断しております。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の周辺については、北側及び東側は公衆用道路用地、南側は市道を挟んで宅

地、西側は同意のある農地となっております。排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透及び南側側溝へ排水する計画となっております。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を野村勉委員、お願いします。

6 番野村委員

6月14日、渡辺委員と確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別になければ、採決いたします。

「議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定しました。

続きまして、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井)

議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は2件の申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は819㎡で、転用目的は事務所兼住宅、駐車場の建築となっております。

場所は8ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

特別養護老人ホーム八流荘から南東にいった国道の南側にあ

る農地です。現地確認は6月10日に野町重理委員、長野榮徳委員にさせていただいております。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、赤野地区で建設業を営んでおりますが、津波対策として高台移転を計画しておりました。一方、譲渡人は高齢で当該申請地を長年耕作しておらず、後継者である息子も今後耕作する意思はないため、荒廃農地とならないよう処分を考えていたところでした。申請地の近隣には譲受人の倉庫があり取得すれば業務上の利便性も向上するため最適と判断したもので、他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、事務所兼住宅、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断しました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、南側は同意のある農地及び保安林、西側は同意のある農地及び譲受人所有の宅地、東側は同意のある農地となっております。排水については、甲936-1の生活排水は浄化槽で処理後、整備予定の西側安芸市計画排水路へ排水する。雨水についても同様に、西側安芸市計画排水路へ排水する。甲936-2は生活排水の発生はなく、雨水は自然浸透させる計画である。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断しております。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は田、面積は291㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は9ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所はJ A高知県あき北支所の北約550mにある農地です。現地確認は6月13日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただいております。

次に、別紙のA 3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しております。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、借家に家族5人で住んでおりますが、その住宅は津波浸水被害予想地域であるため、津波被害の少ないであろう地域に自己住宅の建築を考えていました。適した土地を探していたところ、当該土地を譲ってもらえることとなったため選定したもので、他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明書の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び東側は県道を挟んで宅地、西側も宅地、南側は譲渡人所有の宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、東側の県道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該転用事業について異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、

「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は長野榮徳夫委員、申請番号2番は福本隆憲委員、お願いします。

長野推進委員 申請番号1番、現地確認報告をします。先ほどの説明のとおりで間違いありません。

10番福本委員 2番です。現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは審議をお願いいたします。

(質問、意見等なし)

別になければ、採決いたします。

「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 賛成全員です。

よって、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

議案書は10ページになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で14,129㎡です。

花卉を栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。

沢の平橋の北西と南西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,247㎡で

す。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。

市営住宅・高台寺団地の約200メートル東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は3,378㎡です。

レモン等を栽培する予定をしており、貸借期間は30年間で、賃借料は6万6千円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。

沢の平橋の西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内の農地1筆で、地目は田で、面積は1,346㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は、10アール当たり米7俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。

国道55号線の竹内石油の東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内と赤野の農地5筆で、地目は田で、面積は3,223㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり3万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。  
穴内・六丁集落の南東側と赤野・太夫屋地集落の南側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は2,227㎡です。

トルコキキョウを栽培する予定で、貸借期間は2年間で、賃借料は、45万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

J Aのあき北支所の北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は2,383㎡です。

ナスを栽培する予定で、貸借期間は2年間で、賃借料は、45万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

先ほどと同じくJ Aのあき北支所の北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は2,309㎡です。

ナスを栽培する予定で、貸借期間は2年間で、賃借料は、45万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

J Aのあき北支所の北西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、先ほどの前3番につきましては、市のサポートハウスの貸付けになります。

次に、申請番号9番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は2,268㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は、16万4千円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

J Aのあき北支所の南、現在建設中の市役所建設地の北にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおります。

なお、現地につきましては、申請番号1番から3番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員に、申請番号4番と5番は、野町亜理委員、長野榮徳委員に、申請番号6から9番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

説明は以上になります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番から3番は大久保暢夫委員、4番と5番は長野榮徳委員、6番から9番は入交大輔委員、

3番大久保委員 1番から3番です。6月13日に現地を確認してきました。説明どおりです。

長野推進委員 4番と5番の現地確認報告をします。先ほどの説明のとおりです。

入交推進委員 6番から9番です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用

地利用集積計画による中間管理権の決定について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」説明いたします。

議案書は19ページになります。

農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は4,532㎡です。

作物は転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、貸借期間は15年間で、賃借料は10アール当たり67,520円の条件で新規設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

水道の川北水源地の約300メートル北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただいております。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を中平秀一委員、お願いします。

中平推進委員 現地を確認してきました。説明どおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

（質問、意見等なし）

別にないようですので、採決いたします。

「議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 全員賛成です。

よって、「議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第7号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 議案第7号、非農地証明願を説明いたします。議案書は21ペ

ージです。

今回は2件の申請がでておりますが、どちらも昨年4月の定例会で農用地区域からの除外について審議していただきましたものになります。

それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は634㎡となっております。

所在地の地図は22ページに掲載しております。中ノ橋の東詰めから東に上って行った江川地区の天正山にある農地です。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和56年に贈与により取得したが、それ以降耕作しておらず、30年以上竹林の状態となっております。現地の状況を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。

次に、申請番号2番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は542㎡となっております。

所在地の地図は22ページに掲載しております。先ほど説明しました申請番号1番の南側の農地です。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和59年に相続により取得したが、それ以降耕作しておらず、20年以上前から竹、雑木が生え現在に至っております。現地の状況を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、いずれも6月15日に内川昭二会長、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上です。

議 長 現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員お願いします。  
7番樋口委員 現地確認を報告します。農地とは分からない状態となりました。説明のとおりです。

議 長 それでは審議をお願いします。  
(質問、意見等なし)

議 長 別にないようですので、採決いたします。

「議案第7号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員賛成です。  
よって、「議案第7号、非農地証明願について」は、申

請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、続きまして、「議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村） 「議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご説明いたします。

議案書は、23ページから26ページになります。

23ページをお開きください。

左側の「農業委員会の状況」につきましては、令和3年3月31日現在の耕地面積や農家数等を統計から記載しております。

次に、右側の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

遊休農地の増加や農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっています。

令和3年度は、「集積面積の現状維持」を目標としておりましたが、実績としては前年より36ヘクタール増加しており、達成率が106.6%となり、今年度は目標を達成しました。

これにつきましては、毎月利用権設定期間満了が近い方に対してのお知らせの送付を行うとともに、農林課と連携して様々な機会でも利用権設定の周知を行いまして、今年度は目標を達成となりました。

24ページをお開きください。

左側の「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について」です。

農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあり、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっています。

令和3年度は、新規参入の目標は、「5経営体」としていましたが、実績としては「4経営体」で、達成率が80%となりました。

新規就農者の確保・支援活動では、市や農協のサポートハウスや担い手支援協議会を中心として取り組んでおります。

就農支援・フォローアップについては、継続的な取り組みが必要だと考えておりますので、農業委員会としても一緒に取り組んでいきたいと考えております。

次に、右側の「遊休農地に関する評価」です。

年々増加している遊休農地ですが、それに対しても継続した対策を取っていかねばなりません。

現状としては、管内の農地面積955ヘクタールの内、遊休農地面積が20ヘクタールありまして、割合では2.09%となっています。

解消に向けては、農地の利用状況調査や意向調査をしています。

評価についてですが、令和3年度の解消目標は「2ヘクタール」としていましたが、実績は「0ヘクタール」で、達成状況も0%でした。

4の活動に対する評価につきましては、「利用意向調査を行い、目標達成に努めたが、遊休農地は条件不利地が多く解消には繋がらなかった。条件は比較的良いものから解消に取り組むとともに、新規の発生を防ぐ必要がある」としております。

対象を広く取り組もうとすると、なかなか目に見える成果を出すことが難しいと思います。対象を選択、絞っての取り組みが必要だと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

25ページです。

左側の「違反転用への適正な対応」です。

安芸市においては、違反転用の実績は0となっております。

これについては、3番の活動計画・実績及び評価にありますように、8月から9月まで実施した農地利用状況調査等により、違反転用を早期に発見するという活動しております。また、市の広報の8月号に転用の必要性についての記事を1回掲載しております。

次に、右側の「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

1の農地法第3条の許可実績で、昨年度の処理件数は34件、2の農地法第4条・5条の転用実績で、昨年度の処理件数は29件でした。

26ページをお開きください。

3の農地所有適格法人についてですが、毎年報告義務がありますので、その報告状況についてです。

安芸市では農地所有適格法人が4つありまして、全て期間内に報告をしていただいております。

4は情報の提供状況等について記載しています。

賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、614件となっております。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等件数は197件となっております。

また、農地台帳の整備につきましては、整備対象農地面積は1,381ヘクタールとなっております。

次に、右側の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませぬ。

その下の事務の実施状況の公表等です。

議事録や今回のこの活動の点検・評価の公表については、市のホームページで公表しております。今回ご承認いただきましたら、この内容につきましても市のホームページで公表いたします。

説明は以上です。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別になければ、採決いたします。

「議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(北村) 次回の定例会の予定です。

次回の定例会は、7月26日火曜日の予定です。よろしく申し上げます。

定例会後、冒頭にもお伝えいたしましたが、国土交通省土佐国道事務所の方に説明を行っていただきますので、参加をよろしく申し上げます。

事務局(弘井) 来月の定例会において、農地利用状況調査のお願いをさせていただきます。その際、資料の配布と説明を行いますので、よろしく申し上げます。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。



この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和4年7月26日

安芸市農業委員会  
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員